

# 離婚届

令和 年 月 日届出

北海道名寄市長 殿

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日					
第 号						
送付 令和 年 月 日	長印					
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通 知

現在登録している住所を記入してください

令和7年5月26日から世帯主の記載は不要です

婚姻時の氏をそのまま使用する場合は、別に77条の2の届出が必要です

署名は必ず本人が自署してください。押印は任意です。

(1)	氏名	夫 甲野 太郎	妻 甲野 梅子
	生年月日	昭和 47年 6月 23日	昭和 48年 10月 5日
	住所	名寄市大通南1丁目 1 番地 1 名寄ハイツ 11 番 号	名寄市字豊栄 1 1 8 番地 5 番 号
	世帯主の氏名	甲野 太郎	甲野 梅子
(2)	本籍	北海道名寄市大通南1丁目1 番地 番	
	筆頭者の氏名	甲野 太郎	
(3)	父母の氏名 父母との続き柄 (他の養父母は その他の欄に 書いてください)	夫の父 甲野 幸雄 母 乙原 松子	妻の父 鈴木 忠治 母 治子
(4)	離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停	<input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 判決
	婚姻前の氏にもどる者の本籍	北海道名寄市字豊栄 1 1 8 番地 5 番 (よみかた) すすき 梅子 筆頭者の氏名 鈴木梅子	
(5)	未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 甲野 梅太郎	妻が親権を行う子
(6)	同居の期間	平成 8 年 1 2 月 から 令和 4 年 2 月 まで (同居を始めたとき) (別居したとき)	
(7)	別居する前の住所	名寄市大通南1丁目1番地 名寄ハイツ11 番 号	
(9)	別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3.にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4のあてはまらないその他の仕事をしている者の世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(10)	夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
	届出人	夫 甲野 太郎	妻 甲野 梅子
	署名押印	印	印

## 記入上の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。  
 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。  
 届出は、1通でさしつかえありません。  
 きの届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本が必要ですから、あらかじめ用意してください。  
 その他に必要なもの 調停離婚のとき→調停調書の謄本  
 審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書  
 判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

証 人	
署押 名印	甲野 幸雄 印 丙川 英雄 印
生年月日	昭和 23年 12月 24日 昭和 47年 10月 24日
住 所	名寄市大通北8丁目 1 2 番地 番 号 士別市1条南4丁目 2 2 番地 番 号
本 籍	北海道名寄市字徳田 1 2 番地 番 号 北海道士別市1条南4丁目 2 2 番地 番 号

署名は必ず本人が自署ください。押印は任意です。

→ 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。  
 養父母についても同じように書いてください。  
には、あてはまるものにのようにしるしをつけてください。

→ 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合は、左の欄には何も記載しないでください。  
 (この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)

→ 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月の早いほうを書いてください。

## 諸注意

- (3)の「父母の氏名・父母との続き柄」欄は実父母名を記載し、養父母がいる場合には「その他」欄に養父母氏名を記載します。
- 戸籍上の字が誤字(旧漢字など)の場合、届書の中に正字であれば、正字による届出につき告知不要となり、新戸籍は全て正字となります。
- 土日や祝日、市役所閉庁後に届出をする場合は、当直室(名寄庁舎・風連庁舎ともに北側玄関)で受付します。

◎署名は必ず本人が自署してください。